

新旧対照表

新	旧
<p>【フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）】 第一種フロン類<u>充填回収業者</u>の業務の停止命令</p> <p>根拠法令等及び条項 <u>フロン排出抑制法第 35 条第 1 項</u> 処分基準</p> <p>1. 次のいずれかに該当する場合には、業務の全部の停止を命令する。</p> <p>(1) <u>法 35 条第 1 項第 2 号</u>に該当するとき・・・6 月以内であって、状況の改善に必要な期間</p> <p>(2) <u>法 49 条第 5 項</u>に基づく措置命令に違反したとき・・・6 月以内であって、状況の改善に必要な期間</p> <p>2. 次のいずれかに該当する場合には、業務の一部の停止を命令する。</p> <p>(1) <u>法施行規則第 9 条第 1 号</u>の基準を満たさなくなったとき・・・基準を満たさない事業所について、6 月以内であって、状況の改善に必要な期間</p> <p>(2) <u>法施行規則第 9 条第 2 号</u>の基準を満たさなくなったとき・・・基準を満たさない種類のフロン類の回収について、6 月以内であって、状況の改善に必要な期間</p> <p>(3) <u>法施行規則第 9 条第 3 号</u>の基準を満たさなくなったとき・・・基準を満たさない種類のフロン類の充てん量が 50 キログラム以上のものの回収について、6 月以内であって、状況の改善に必要な期間</p> <p>3. <u>法 35 条第 1 項第 4 号</u>に該当する場合（上記 1（2）を除く。）にあつては、不利益処分の性質上、処分基準を具体的に設定することが技術的に困難であるため設定しない。</p> <p>設定年月日 平成 14 年 11 月 8 日（最終更新：<u>平成 29 年 3 月 10 日</u>）</p>	<p>【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）】 第一種フロン類<u>回収業者</u>の業務の停止命令</p> <p>根拠法令等及び条項 <u>フロン回収・破壊法第 17 条第 1 項</u> 処分基準</p> <p>1. 次のいずれかに該当する場合には、業務の全部の停止を命令する。</p> <p>(1) <u>法 17 条第 1 項第 2 号</u>に該当するとき・・・6 月以内であって、状況の改善に必要な期間</p> <p>(2) <u>法 24 条第 3 項</u>に基づく措置命令に違反したとき・・・6 月以内であって、状況の改善に必要な期間</p> <p>2. 次のいずれかに該当する場合には、業務の一部の停止を命令する。</p> <p>(1) <u>法施行規則第 3 条第 1 号</u>の基準を満たさなくなったとき・・・基準を満たさない事業所について、6 月以内であって、状況の改善に必要な期間</p> <p>(2) <u>法施行規則第 3 条第 2 号</u>の基準を満たさなくなったとき・・・基準を満たさない種類のフロン類の回収について、6 月以内であって、状況の改善に必要な期間</p> <p>(3) <u>法施行規則第 3 条第 3 号</u>の基準を満たさなくなったとき・・・基準を満たさない種類のフロン類の充てん量が 50 キログラム以上のものの回収について、6 月以内であって、状況の改善に必要な期間</p> <p>3. <u>法 17 条第 1 項第 4 号</u>に該当する場合（上記 1（2）を除く。）にあつては、不利益処分の性質上、処分基準を具体的に設定することが技術的に困難であるため設定しない。</p> <p>設定年月日 平成 14 年 11 月 8 日（最終更新：<u>平成 14 年 11 月 8 日</u>）</p>